

欧州：統一特許裁判所の運営開始、目下に迫る

統一特許裁判所（Unified Patent Court, “UPC”）の準備委員会により公表されたロードマップによると、現在の進捗状況に基づき、UPCは2023年4月1日付で新規案件の受付を開始すると見込まれます。当該ロードマップの計画の通りならば、その日付から、新しい特許訴訟制度が欧州において利用可能となり、「オプトアウト」を申請した欧州特許出願／特許のみが、UPCの専属管轄から除外されます。しかしながら、単一効特許保護への請求がそれよりも早く利用可能です。

2022年1月19日にUPCが正式的に法的実体として設立され、UPC協定の暫定適用に関する議定書が発効しました。これにより、暫定適用期間が始まりました。当該期間において、UPC準備委員会がUPC始動に向けて全ての準備を進めてきました。準備が着実に進み、或いは完了する時に、UPC協定が発効するために必要とされる最後の同盟国であるドイツがUPC協定の批准書を寄託すると見込まれます。今、準備委員会により公開された[ロードマップ](#)によると、統一特許裁判所は、2023年4月1日付で新規案件の受付を開始する予定です。これは、判事及び職員の募集及び案件管理システム（Case Management System, CMS）の実装を含んだ準備が実質的に軌道に乗り、ドイツが2022年12月にUPC協定の批准書を寄託することを意味します。ドイツが批准書の寄託を1か月又は2か月延期すれば、UPC運営の開始日もそれに応じた月数で延期されることとなります。更に、準備が順調に進んでいると確認されたように、85名の判事がUPC協定が発効する時点で業務に着手するように任命されたことと、UPC運営開始に先立って就任する予定の主要幹部が規程に従って選出されたことが発表されました。任命された法律系判事及び技術系判事のリスト、並びに主要幹部の構成も発表されました。

ロードマップの計画の通りならば、欧州特許出願／特許を UPC の専属管轄から除外するという「オプトアウト」の申請が可能である 3 か月の「サンライズ期間」が、2023 年 1 月 1 日より開始します。オプトアウトは、第三者が UPC に単一の特許異議申立を提出することによってその効力が、最初に UPC の地域を形成した全ての 17 の参加国、すなわち、UPC 協定の批准書を寄託した欧州連合の同盟国に及ぶことを防ぎます。取消手続が UPC に提出されないとすれば、オプトアウトは、2023 年 4 月 1 日より少なくとも 7 年とされる「過渡期」中も申請可能です。

加えて、ドイツが UPC 協定の批准書を寄託する時点で、すなわち、おそらく 2022 年 12 月より、単一効特許の早期請求及び欧州特許の特許査定が発行の延期請求は両方とも、欧州特許庁（EPO）に提出可能です。前者の請求によって、特許権者の単一効特許が UPC 運営開始の最初から効力を有します。一方で、後者の請求によって、近々特許付与されると予想される欧州特許出願の出願人は、当該請求をしなければ除外されていた単一効特許保護による恩恵を受け得ます。

同じ想定の下に、2023 年 4 月 1 日以降に特許付与される全ての欧州特許は、単一効の有効化請求が特許付与から 1 か月以内に EPO に提出されると、参加国の全域において単一効特許として登録され得ます。更に、同じ予定日より、単一効特許と、UPC の専属管轄からオプトアウトしない欧州特許との両方の有効性及び特許侵害が、UPC により一元的に決定されます。

結果的に、オプトアウトする全ての欧州特許及び単一効特許保護を受ける可能性のある欧州特許出願の特定、出願及び訴訟戦略の採択、そして、欧州における特許保護及び訴訟の新しい状況に対する契約上の調整のために残された時間がほんの少ししかないかもしれません。